

伊豆高原親和会 規約



伊豆高原親和会

伊豆高原親和会規約

第1条（名称）

この会は伊豆高原親和会（以下「本会」という）と称する。

第2条（事務所）

本会は、ラ・レープ伊豆高原（伊東市八幡野 1208-95）内に事務所を置く。

第3条（構成と会員）

- 1 伊豆高原分譲地の伊豆高原1次地区から27次地区及び南大室台地区、並びにA・B地区（以下「分譲地」という）の土地、建物の所有者はすべて会員となり本会を構成する。会員は任意に退会することができない。
- 2 相続によって所有権が相続人に移転した場合は、相続人が会員の権利と義務を継承する。複数の相続人が存在する場合は、そのうちの一人を代表者として届け出をすることができる。

第4条（会員の権利と義務）

- 1 会員は次の権利をもつ。
 - ① 総会の議決権を有する。
 - ② 総会、地区連絡会など諸会議に参加して、本会の運営に関する報告を受け、また意見を述べることができる。
 - ③ 地区連絡会で役員を推薦することができる。
 - ④ 議事録、会計簿及び関係書類を閲覧することができる。
- 2 会員は次の義務を負う。
 - ① 規約及び総会決議を守らなければならない。
 - ② 会費を納入しなければならない。
 - ③ 会員が住所、氏名もしくは名称を変更した場合、また売買や相続等によって所有権が変更された場合は、親和会の定める書式によって親和会に対して速やかに変更届けを提出しなければならない。
 - ④ 本会の定める遵守事項を守らなければならない。

第5条（目的）

本会は、共用使用物の維持管理と分譲地内の環境整備に取組み、生活環境の維持向上に努める。また、会員相互の交流親睦を深め各地区の活性化と連携を図り、防災・防犯・安全衛生などを含めた快適な地域づくりに努め、以って会員の利益向上に資することを目的とする。

第6条（業務）

本会は、前条の目的を達成するため次の業務をおこなう。

- ① 共用使用物の維持管理業務

- ・分譲地内の専用道路（幹線道路を除く）及び側溝施設と浸透池の補修と清掃維持管理
 - ・街路灯の設置と保守、点検、整備
 - ・ゴミステーションの設置（家庭ゴミの処理）と維持管理
- ② 事務局を設け事務所の運営（設備一式、備品含む）と管理業務の処理
- ③ 会費徴収と保管並びに経費の支払い
- ④ 防火、防犯、交通安全に関する地元公署との連絡及び協力
- ⑤ 自治活動及び自主防災活動の取組み
- ⑥ 会報の発行及び会員の親睦
- ⑦ その他本会の目的達成に必要な事項

第7条（業務の遂行）

本会は、前条の業務を株式会社伊豆急コミュニティーと連携しておこなう。但し、前条以外の分譲地内の全体業務は株式会社伊豆急コミュニティーがおこなうものとする。

第8条（業務委託）

- 1 第6条の業務について、その一部もしくは全部を第三者に委託することが出来る。
- 2 業務委託するときは、その業務内容及び委託業者、経費等については役員会において審議決定するものとする。

第9条（会 費）

- 1 第6条の業務をおこなうための管理共益費として、別表1の通りに本会の会費を定める。
- 2 土地建物の所有権が異動した日をもって年会費を日割り計算とし、新旧の所有者に対して当該年度の各々の年会費とする。
- 3 将来とも良好な住環境を維持するために、また災害による共用使用物の重大な損壊があった場合などは、会費の見直しを含む必要な財政的措置を、総会に諮りおこなうことが出来る。

第10条（役 員）

- 1 本会に次の役員を置く。
理事長 1名、副理事長 4名、理事 若干名、監事 2名
- 2 役員は、総会において選任するものとする。
- 3 理事長、副理事長、理事、監事は役員の互選により決定する。
- 4 役員の任期は2年とし、再任は妨げない。
- 5 任期中に役員に欠員が生じた場合、後任役員を選出して事後の総会で承認を得るものとする。後任者の任期は、前任者の残された期間とする。

第11条（役員の任務）

役員の任務は次の通りとする。

- ① 理事長は本会を代表し、会務を統括する。
- ② 副理事長は理事長を補佐し、理事長に都合あるときはその職務を代行する。
- ③ 理事は役員会の定めるところにより、本会の業務を分担する。
- ④ 監事は本会の会計及び業務執行状況を監査し、その結果を総会に報告しなければならない。

第12条（機 関）

本会に次の機関を置く。

- ① 総会
- ② 役員会
- ③ 地区連絡会

第13条（総 会）

- 1 総会は本会の最高議決機関であり、年1回の定時総会を会計年度終了後三ヶ月以内に、役員会が日時、場所、議題を定めて理事長が召集し開催する。
- 2 総会の議長は、原則として理事長がこれに当たる。
- 3 総会の議事については議事録を作成し、総会出席者2名の署名捺印を受けるものとする。
- 4 次の場合は総会を臨時に開催する。
 - ① 会員の5分の1以上から、理由を記して書面で要求があったとき。
 - ② 役員会が必要と認めたとき。

第14条（総会の成立及び議決）

総会は原則として委任状を含む3分の1以上の会員の出席により成立し、議決は出席会員（委任状を含む）の過半数を以って決定する。

第15条（総会付議事項）

次の事項は総会に付議し、その議決を得なければならない。

- ① 業務計画及び予算の決定
- ② 業務報告及び決算・会計監査報告の承認
- ③ 役員の選任
- ④ 規約の制定、改廃
- ⑤ その他総会で決議を必要とする重要事項

第16条（役員会）

- 1 役員会は、本会の執行機関であり第10条に定める役員により構成する。
- 2 役員会は、原則として毎月定例日に開催する。議長は、原則として理事長がこれにあたる。
- 3 役員会は、必要に応じてまたは役員の3分の1以上が請求した時、理事長が招集し開催することができる。
- 4 役員会は、総会決定事項、総会への提案・報告事項、業務の管理全般に関する事項を付議する。

ること、その他本会に関連することを審議し決定する。

- 5 役員会は、原則としてその構成員の3分の2以上の出席により成立し、議決は出席者の過半数により決定する。

第17条（地区連絡会）

- 1 地区連絡会は、第6条5項の自治活動及び自主防災活動を担当する各地区の協議及び執行機関である。
- 2 分譲地を4つに分割して、第1地区から第4地区的地区連絡会を設ける。
- 3 各地区連絡会は、親和会総会に先立って地区内の会員中より役員会に要請された数名の親和会理事候補を推薦する。役員会は、これを尊重して審議の上、総会に諮る。
- 4 各地区連絡会は、地区会長を自地区推薦の理事より選出する。併せて副会長を選出するとともに、地区内を数班に分けて班長を選出して、役員を構成し活動する。
- 5 各地区連絡会は、親和会役員会の指導・要請に沿って諸活動に取組むが、具体的な活動方法や内容はそれぞれの地区的状況を考慮した自主性を尊重する。
- 6 地区連絡会は次の事項に取組む。
 - ① 街路灯・防犯・安全などに関すること
 - ② ゴミステーションの使用ルール、美化活動に関すること
 - ③ 地区内の意見・要望のまとめ、会員相互の連絡調整に関すること
 - ④ 地震などの災害発生時の連絡調整、情報伝達を含め、知識の普及・防災訓練・資材及び機材の管理補充などに努め、被害の防止・軽減を図る。
 - ⑤ その他、地区内の本会の目的達成に必要なこと。
- 7 親和会の全体的な自主防災活動の機関として、行政との連携の必要上から、4地区を統括する連合自主防災会を設ける。連合自主防災会の会長は、親和会の理事から選出する。副会長は、各地区連絡会の会長がこれに当たる。

第18条（会計及び会計年度）

- 1 会計は、理事長の承認に基づき会計担当理事が、事務局職員を指導監督して之に当たる。
- 2 会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。
- 3 監事は、4半期毎に会計監査をおこなう。

第19条（遵守事項）

会員は、親和会地域の自然環境及び住環境を維持向上させるため、本会が別に「自主規制」として定める事項を遵守しなければならない。

第20条

この他に、定めのない事項で必要と思われる事項の処理は、その都度役員会に諮り決める事とする。この場合、次期総会に報告し承認を得る。

附 則

- 1 この規約は、2025(令和7)年11月1日から施行する。
- 2 伊豆高原親和会要項(昭和40年4月1日)は廃止する。

制定及び改訂

昭和40年 4月 1日	伊豆高原親和会要項を制定
昭和51年 12月 20日	年会費の改訂 (昭和52年4月1日施行)
昭和56年 7月 7日	年会費の改訂及び一部改訂 (昭和56年4月1日施行)
昭和58年 6月 12日	年会費の改訂 (昭和58年4月1日施行)
平成 5年 6月 22日	年会費の改訂 (平成 6年4月1日施行)
平成 9年 6月 26日	年会費の算定基準及び金額の変更 (平成10年4月1日施行)
平成19年 5月 30日	役員定数の変更 (副理事長2名から3名) (平成20年4月1日施行)
平成21年 6月 6日	大幅改訂 (親和会・自主防災会の一体化他)
平成24年 5月 26日	役員定数の変更 (副理事長3名から4名)
平成29年 5月 27日	一部改訂 (会員登録事項変更の届出や会費支払方法に関する明文化、役員任期の変更、役員会の定例開催明記等)
令和 2年 7月 5日	年会費の改訂 (令和3年4月1日施行)
令和 7年 10月 9日	一部改訂 (書誌的変更)

別表1 会費

(単位 円)

土地面積 (m ²)	個人年会費		法人年会費	
	土地所有	土地建物所有	土地所有	土地建物所有
400 m ² 未満	7, 500	18, 000	18, 000	77, 400
400 m ² 以上 600 m ² 未満	8, 400	19, 200	18, 800	78, 600
600 m ² 以上 800 m ² 未満	9, 200	20, 400	19, 600	79, 800
800 m ² 以上 1,000 m ² 未満	10, 000	21, 600	20, 500	81, 000
1,000 m ² 以上 1,200 m ² 未満	10, 900	22, 800	24, 600	87, 600
1,200 m ² 以上 1,400 m ² 未満	11, 700	24, 000	24, 600	87, 600
1,400 m ² 以上 1,600 m ² 未満	12, 600	25, 200	24, 600	87, 600
1,600 m ² 以上 1,800 m ² 未満	13, 400	26, 400	24, 600	87, 600
1,800 m ² 以上 2,000 m ² 未満	14, 200	27, 600	24, 600	87, 600
2,000 m ² 以上 3,000 m ² 未満	15, 100	28, 800	28, 600	94, 200
3,000 m ² 以上 4,000 m ² 未満	15, 900	29, 800	32, 700	100, 800
4,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満	16, 800	30, 800	36, 800	107, 400
5,000 m ² 以上 7,000 m ² 未満	18, 000	31, 800	45, 200	117, 700
7,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	20, 400	32, 800	57, 200	133, 700
10,000 m ² 以上	24, 000	34, 800	69, 200	149, 700

(注) 所有土地・建物区画の件数の取り扱い。

- 1 原則として分譲1区画を1件とする。
- 2 隣接する複数の区画を有するものは1区画とし、但し区画別に建物を有するものは、別区画とする。(平成10年3月26日の役員会にて決定)
- 3 一つの区画において土地所有者と建物所有者が異なる場合、規約第3条により両者とも会員となるので、規約に定められた土地建物会員の会費を両者のうちいずれかの会員が納入する。

伊豆高原親和会

静岡県伊東市八幡野1208-95

TEL:(0557)53-1122 FAX: (0557)54-4222

公式掲示板: <https://izukogen-shinwakai.org>



2025(令和 7 年)11 月発行